



令和 8 年度 大網白里市結婚新生活支援事業補助金 Q&A

【補助要件】

Q1 補助を受ける場合の要件は？

A 次の要件を満たす場合に補助対象となります。

- ①婚姻日において、夫婦双方の年齢が 39 歳以下であること。
- ②対象期間の夫婦の総所得の合計が 500 万円未満であること。
※申請日時点で貸与型奨学金の返済を行っている場合は、対象期間の所得額から、その期間に返済した額を控除
- ③申請日において、夫婦双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が新居の所在地となっていること。
- ④申請日より 2 年以上、継続して本市に居住する意思があること。
- ⑤新婚世帯の全員に市税（本市）の滞納がないこと。
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦世帯に暴力団員がいないこと。
- ⑧過去に本補助金（他自治体による補助を含む。）の支給を受けたことがないこと。

Q2 所得はどのように確認すればよいですか？

A 【令和 8 年 4 月 1 日～5 月 31 日に申請する場合】

令和 7 年 1 月 1 日時点でお住まいの自治体で、令和 7 年度(令和 6 年中所得が記載)の所得証明書を取得してください。

※令和 7 年 1 月 1 日に大網白里市にお住まいの方は、個人情報確認同意書の提出をもって省略可

【令和 8 年 6 月以降に申請する場合】

令和 8 年 1 月 1 日時点でお住まいの自治体で、令和 8 年度(令和 7 年中所得が記載)の所得証明書を取得してください。

※令和 8 年 1 月 1 日に大網白里市にお住まいの方は、個人情報確認同意書の提出をもって省略可

Q3 貸与型奨学金の返済状況及び年間返済額は、どのように確認すればよいですか？

- A 貸与中の団体から発行される、奨学金返還証明書等により確認します。
証明書の発行が困難な場合は、企画政策課までお問合せください。

【補助対象者】

Q4 令和8年1月1日より前に婚姻した場合は対象になりますか？

- A 対象外です。令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻した夫婦が対象となります。

Q5 再婚の場合は対象になりますか？

- A 対象になります。ただし、夫婦のいずれかが過去に本事業の補助金を交付されていた場合(他自治体を含む)には、対象外となります。

Q6 子どもがいる場合でも対象になりますか？

- A 対象になります。

【補助対象経費・補助額】

Q7 補助対象となる経費は？

- A 住居費、引越費用及びリフォーム費用です。

住居費：婚姻を機に新たに住宅を取得した費用

婚姻を機に新たに住宅を賃借した費用

(賃料、共益費、初期費用(敷金・礼金・仲介手数料))

※土地代、住宅ローン手数料、駐車場代、更新手数料、火災保険料等は対象外

引越費用：引越業者や運送業者を利用して行った費用

※不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越した場合の費用は対象外

※消費税は対象外

※宅配便などを使用した場合は、宛先が新居となっていることが確認できれば対象

リフォーム費用：婚姻に伴う住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に係る費用をいう

※倉庫及び車庫並びに門、フェンス、植栽等の外構の工事に係る費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く

※大網白里市空き家バンク登録物件改修事業補助金を使用した場合には当補助金のおけるリフォーム費用部分は対象外

Q8 補助対象となる期間は？

A 経費の支払いが令和 8 年4月1日から令和 9 年3月31日までのものです。

Q9 申請期間は？

A 令和 8 年4月1日から令和 9 年3月31日までです。

Q10 補助額は？

A 婚姻時の年齢が

二人とも 29 歳以下…上限 60 万円

それ以外 …上限 30 万円 です。

Q11 それぞれの経費について、補助対象となる詳しい条件はどのようなものですか？

A

①【購入】婚姻前 1 年以内または婚姻後令和 9 年 3 月 31 日までに取得したものが対象

②【賃借】初期費用：婚姻と 2 人の住民票異動が揃う前 3 か月以内の契約に限り対象

賃料・共益費：婚姻と 2 人の住民票異動が揃った日以降に発生する費用が対象

③【引越】婚姻と 2 人の住民票異動が揃う前 3 か月以降に引越した場合は対象

④【リフォーム】婚姻日より前に実施した工事については、婚姻日から起算して 1 年以内に発注契約をしたものが対象

※①～④はすべて、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に支払ったものに限る

【その他補助対象経費に関する質問】

Q12 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、補助対象になりますか？

A 対象になります。ただし、勤務先からの住宅手当支給相当額は補助対象外となります。

Q13 勤務先から住宅手当が支給されていない場合でも、住宅手当支給証明書の提出は必要ですか？

A 必要です。支給額は 0 円と記入し、給与等の支払者から記名と押印をいただってください。

Q14 住居の名義人が申請者本人でない場合は、補助対象となりますか？



A 夫婦どちらかの名義となっていれば補助対象となります。

Q15 申請者と振込先口座の名義が違ってよいですか？

A 申請者と振込先口座の名義は必ず同一人としてください。
振込先口座のみ配偶者様のものでも申請することはできませんので、
申請者様ご本人の口座をご記入ください。



Q16 令和8年4月1日より前に賃貸借契約または住居購入契約を行った場合、補助対象になりますか？

A 【賃貸借契約の場合】
対象になります。
ただし、補助対象は令和8年4月1日以降に要した費用に限ります。
【住居購入の場合】
婚姻前1年以内または、婚姻後令和9年3月31日までに契約を行った
ものが対象になります。
ただし、補助対象は令和8年4月1日以降に要した費用に限ります。

Q17 夫婦の一方が婚姻前から居住している賃貸物件に、配偶者が一緒に住むことになった場合、補助対象になりますか？

A 対象になります。ただし、補助対象は婚姻と同居(住民票の異動)が完了してから要した費用となります。
なお、婚姻を機とした同居と判断できる場合は、婚姻前でも対象となることがあります。

Q18 夫婦の一方が婚姻前から実家に住んでおり、婚姻を機に配偶者がそこに一緒に住むことになった場合、引越費用は対象になりますか？

A 対象になります。

Q19 婚姻届提出前から同居している場合、補助対象になりますか？

A 対象になります。詳しい対象経費は、Q11をご覧ください。

Q20 令和8年度中に交付上限額まで達することができない場合は、どうすればよいですか？

A 上限額から令和8年度交付額を引いた差額分を、翌年度に限り持ち越すことができます。
ただし、令和8年度中に申請し、交付決定を受けていることが条件となりますのでご注意ください。

Q21 支給要件の講座受講とは何の講座を受講すればよいですか？

A 下記の動画等をご視聴いただくか、ご自身で該当する講座を受講してください(費用は自己負担になります)

①ライフデザイン支援講座の受講

(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)

②プレコンセプションケアに関する講座の受講

③医療機関への妊娠・出産に関する相談

④共家事・共育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)